

第 6 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

第 6 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(由 良 川 森 林 計 画 区)

(第 一 次 変 更 計 画 書)

計 画 期 間 自 令 和 3 年 4 月 1 日
 至 令 和 8 年 3 月 3 1 日
 (変 更 年 月 令 和 5 年 3 月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画書〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項.....	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

第6次地域管理経営計画書（由良川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第9項に基づき、地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

林道の改良計画の見直しを行ったことから、関係項目を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(エ) 林道の開設及び改良の総量

(単位：m)

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長	箇所数	延長
山地災害防止タイプ	—	—	—	—
自然維持タイプ	—	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—	—
水源涵養 ^{かん} タイプ	1	2,000	9	178
その他（私有林）	—	—	—	—
計	1	2,000	9	178

注：（ ）は内書で、1つの計画路線が複数の機能類型区分におよぶことを指します。

目 次

〔国有林野施業実施計画書〕

3 林道の整備に関する事項	1
----------------------------	----------

第6次国有林野施業実施計画（由良川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき、国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

林道の改良計画の見直しを行ったことから、関係項目を変更します。

【変更する内容】

3 林道の整備に関する事項

林道の開設及び改良の路線別の詳細は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)）

(単位：m)

基幹・管理別	開設・改良	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型	備考
管理	開設	大谷林業専用道	大谷 60、61	2,000	水源涵養 ^{かん} タイプ	
計		1路線		2,000		
管理	改良	奥山林道	奥山 56	58	水源涵養 ^{かん} タイプ	
		古屋林業専用道	古屋 1002	15	水源涵養 ^{かん} タイプ	
		鳥垣林道	古屋 1004	95	水源涵養 ^{かん} タイプ	
		駒倉林道	駒倉 1005	10	水源涵養 ^{かん} タイプ	
計		4路線 (9箇所)		178		

注：「基幹・管理別」欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指します。